

金融審議会第一部会報告の骨子

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、証券市場の構造改革の一環として、市場仲介者、ディスクロージャー、取引所について、以下の制度整備を行う。

1. 市場仲介者

国民と市場とをつなぐ市場仲介者が、投資家本位の金融サービスをアクセス容易な方法で提供するとともに、投資家の信頼を確固たるものとしていくため、以下の制度整備を行う。

(1) 投資家の証券市場へのアクセスを一層容易にするため、投資家保護に配慮した証券仲介業制度を創設

(仕組み)

- ①顧客と証券会社との証券取引を仲介。
- ②取引の勧誘を行う者に対し外務員と同等の一定の資質を求める。
- ③証券仲介業者が顧客に与えた損害について証券会社の損害賠償責任を明定
- ④証券仲介業者に対する登録制、証券会社と同様の行為規制、是正処分等

(2) 特色ある金融サービス業者の参入と競争促進を図るため、顧客資産の分別管理等の投資家保護制度が整備されたことも踏まえ、証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者の最低資本金を、1億円から5千万円に引下げる。

(3) 投資家の期待に応える資産管理・運用サービス(ラップ口座等)の提供が円滑にできるよう、投資家保護に配慮しつつ、証券会社による投資一任業務の兼業規制の適正化を図る。

(4) 金融サービス業者に対する信頼を高める方策として、証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者について、主要株主(20%以上の保有者)の適格性をチェックする制度(報告徴求、検査、是正命令等)を導入。

2. ディスクロージャー

資金供給者たる投資家と資金調達者たる企業をつなぐ情報の架橋であるディスクロージャー制度について、①投資家の信頼が得られる市場を確保する観点から、米国における不正会計事件の教訓も踏まえつつ、企業の事業や財務に関する開示情報

の充実強化を図るとともに、②企業活動の活性化を通じた経済の活性化を図る観点から、企業の事業資金調達円滑化及び事業再編の迅速化に資するようディスクロージャー・ルールの整備を行い、また③その手続きの簡素化・迅速化を図るため、以下の制度整備を行う。

(1) 信頼される市場の確立に向けたディスクロージャーの充実・強化

- ① 有価証券報告書等におけるリスク情報(特定取引先への依存、訴訟事件の発生等)の開示の充実
- ② 有価証券報告書等における経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)の開示の充実
- ③ 有価証券報告書等におけるコーポレートガバナンス関連情報(内部統制、リスク管理体制、役員報酬等)の開示の充実
- ④ 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表取締役の確認

(2) 経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備

- ① 私募市場の参加者である適格機関投資家の範囲の拡大
- ② 少人数私募における50名カウントからの適格機関投資家の除外
- ③ 株式などのエクイティ関連証券に関するプロ私募制度の創設
- ④ 事業再編の迅速化の観点から、公開買付規制の適用除外要件を拡大するとともに、新設持株会社の発行登録制度の利用適格要件を緩和

(3) ディスクロージャー手続きの簡素化・迅速化

- ① 組込方式の有価証券届出書について、効力発生までの待機期間を短縮
- ② 電子開示システムにより訂正発行登録書が提出された場合の発行登録の効力停止期間を短縮
- ③ 会社更生手続中の会社の有価証券報告書の提出を免除
- ④ 未上場外国会社等の発行登録制度の利用適格要件を拡大

3. 取引所

金融証券取引のグローバル化に伴う市場間競争に、我が国市場が適切に対応できるよう、以下の制度整備を行う。

(1) 海外取引所による国内への端末設置について、諸外国の法制も踏まえ、国内投資家保護の観点から明確な法的枠組みを整備。

(仕組み)

- ① 外国当局の規制・監督を受け自主規制機能も十分整備された取引所に限定
- ② 当局と外国当局との情報交換体制の整備

③取引量などの定期報告、報告徴求、検査、是正処分等

(2)我が国取引所の流動性向上と国際競争力強化のため、不公正取引の防止に配慮しつつ、我が国に支店のない海外の証券業者も我が国の取引所取引に直接参加できる制度を整備。

(仕組み)

①外国当局の規制・監督を受け、その国の取引所に直接参加する証券業者に限定

②当局と外国当局、我が国取引所と外国取引所間の情報交換体制の整備

③国内代表者の設置、取引状況の定期報告、報告徴求、検査、是正処分等

(3)取引所の競争力確保を図るため、取引所の公正性・中立性・信頼性や財務の健全性に配慮しつつ、内外取引所の資本提携を可能とするため、株主ルールや持株会社制度を整備。

(仕組み)

①株主ルール(50%超の取得禁止、20%以上の主要株主に対する認可制等)

②取引所持株会社に対する認可制(取引所と同様の規制・監督)

③取引所・取引所持株会社の子会社は、取引所業務及び関連業務に限定